廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の３第２項の規定により、当広域連合企業団袖ケ浦最終処分場の維持管理に関する計画及び当該最終処分場の維持管理の状況に関する情報を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第１２条の７の２第８号で定める事項について公表します。

令和２年７月３１日 公表

廃 棄 物 の 種 類 及 び 数 量

年　月	種　　類	月間埋立量(m3)	備　　考
R.2/ 4	浄水スラッジ	0.0	
R.2/ 5	浄水スラッジ	0.0	
R.2/ 6	浄水スラッジ	0.0	
R.2/ 7			
R.2/ 8			
R.2/ 9			
R.2/ 10			
R.2/ 11			
R.2/ 12			
R.3/ 1			
R.3/ 2			
R.3/ 3			
計		0.0	

注）浄水スラッジとは
河川の水を浄水処理して水道水を作る際に、土砂や濁りなどを取り除きますが、この処理過程で発生した泥状のものを濃縮・脱水したものを浄水スラッジといいます。

別紙 1

袖 ケ 浦 最 終 処 分 場 点 検 簿

点 検 日　令和2年 6月3日（水）　天気（晴）

1 外 周 部

	確　認　項　目	点　検　内　容	異　常	異　常　内　容
1	フェンス	転倒、破損等	~~有~~ ・ 無	
2	管理道路（側溝・法面を含む）	凹凸、破損、ゴミ等	~~有~~ ・ 無	
3	放水路	破損、沈下、ゴミ等	~~有~~ ・ 無	

2 内　部

	確　認　項　目	点　検　内　容	異　常	異　常　内　容
1	堰　堤	崩壊、クラック、変形、湧水等	~~有~~ ・ 無	
2	擁　壁	崩壊、クラック、変形等	~~有~~ ・ 無	
3	遮水シート部	破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
4	シート部以外の傾斜部	クラック、膨らみ、湧水等	~~有~~ ・ 無	
5	浸出水貯溜池	堆砂、破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
6	沈砂池（可動堰）	作動状況、堆砂、破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
7	観測井（ポンプ設備）	破損、劣化等	~~有~~ ・ 無	
8	湧水集水設備	目詰まり、破損等	~~有~~ ・ 無	
9	浸出水集水設備	目詰まり、破損等	~~有~~ ・ 無	
10	進入道路	クラック、膨らみ等	~~有~~ ・ 無	
11	排水用縦ドレーン	破損、ゴミ等	~~有~~ ・ 無	
12	管理用人孔	目詰まり、破損等	~~有~~ ・ 無	
13	その他		~~有~~ ・ 無	

3 残 存 容 量

令和2年3月末時点での残存容量

67，880㎥（測量結果）－187．2 ㎥（測量後の汚泥搬入量）≒67，693㎥

4 備　考

可動堰の動作確認　開閉動作異常なし（右回り開）

最終処分場に係る水質検査結果報告書

報告年月日　令和 2年 7月 21日

	No	試料採取地点	放流水	排水基準	観測井水１	観測井水２	環境基準	浸出水	検査方法
		試料採取日	令和2年6月17日		令和2年6月17日	令和2年6月17日		令和2年6月17日	
		試料採取時刻	9時50分		10時00分	9時45分		9時45分	
		天気	晴れ		晴れ	晴れ		晴れ	
有害物質関係	1	カドミウム及びその化合物 mg/l	＜ 0.001	0.01	<0.001	<0.001	0.003		JIS K 0102 55.4
	2	シアン化合物 mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		JIS K 0102 38.3
	3	有機リン化合物 mg/l	不検出	不検出					環境告示64付表1
	4	鉛及びその化合物 mg/l	＜ 0.001	0.1	＜ 0.001	＜ 0.001	0.03		JIS K 0102 54.4
	5	六価クロム化合物 mg/l	＜ 0.005	0.05	＜ 0.005	＜ 0.005	0.15		JIS K 0102 65.2.5
	6	ヒ素及びその化合物 mg/l	＜ 0.001	0.05	＜ 0.001	＜ 0.001	0.03		JIS K 0102 61.4
	7	総水銀 mg/l	＜ 0.00005	0.0005	＜ 0.00005	＜ 0.00005	0.0005		JIS K 0102 66.1.1
	8	アルキル水銀化合物 mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		環境告示59付表3
	9	ＰＣＢ mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		環境告示59付表4
	10	トリクロロエチレン mg/l	＜ 0.002	0.1	＜ 0.002	＜ 0.002	0.01		JIS K 0125 5.1
	11	テトラクロロエチレン mg/l	＜ 0.0005	0.1	＜ 0.0005	＜ 0.0005	0.01		JIS K 0125 5.1
	12	ジクロロメタン mg/l	＜ 0.002	0.2	＜ 0.002	＜ 0.002	0.02		JIS K 0125 5.1
	13	四塩化炭素 mg/l	＜ 0.0002	0.02	＜ 0.0002	＜ 0.0002	0.002		JIS K 0125 5.1
	14	１，２－ジクロロエタン mg/l	＜ 0.0004	0.04	＜ 0.0004	＜ 0.0004	0.004		JIS K 0125 5.1
	15	１，１－ジクロロエチレン mg/l	＜ 0.002	1	＜ 0.002	＜ 0.002	0.1		JIS K 0125 5.1
	16	シス－１，２－ジクロロエチレン mg/l	＜ 0.004	0.4					JIS K 0125 5.1
		１，２－ジクロロエチレン 注：シスとトランスの合計値 mg/l			<0.004	<0.004	0.04		JIS K 0125 5.1
	17	１，１，１－トリクロロエタン mg/l	＜ 0.0005	3	＜ 0.0005	＜ 0.0005	0		JIS K 0125 5.1
	18	１，１，２－トリクロロエタン mg/l	＜ 0.0006	0.06	＜ 0.0006	＜ 0.0006	0.006		JIS K 0125 5.1
	19	１，３－ジクロロプロペン mg/l	＜ 0.0002	0.02	＜ 0.0002	＜ 0.0002	0.002		JIS K 0125 5.1
	20	チウラム mg/l	＜ 0.0006	0.06	＜ 0.0006	＜ 0.0006	0.006		環境告示59付表5
	21	シマジン mg/l	＜ 0.0003	0.03	＜ 0.0003	＜ 0.0003	0.003		環境告示59付表6
	22	チオベンカルブ mg/l	＜ 0.002	0.2	＜ 0.002	＜ 0.002	0.02		環境告示59付表6
	23	ベンゼン mg/l	＜ 0.001	0.1	＜ 0.001	＜ 0.001	0.01		JIS K 0125 5.1
	24	セレン及びその化合物 mg/l	＜ 0.001	0.1	＜ 0.001	＜ 0.001	0.03		JIS K 0102 67.4
	25	ホウ素及びその化合物 mg/l	＜ 0.002	10	＜ 0.002	＜ 0.002			JIS K 0102 4.3
	26	ふっ素及びその化合物 mg/l	<0.08	8	<0.08	<0.08			JIS K 0102 34.1
	27	アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 mg/l	5.84	100	0.14	6.71			JIS K 0102 43.2.5&43.1.2
	28	1,4-ジオキサン	<0.005	0.5	<0.005	<0.005	0.05		環境告示59付表8
有害物質以外	1	水素イオン濃度指数	7.0	6.7	6.7	6.7		6.8	JIS K 0102 12.1
	2	生物化学的酸素要求量 mg/l	0.9	20	0.3	0.4			JIS K 0102 21
	3	化学的酸素要求量 mg/l	1.0	20	3.2	0.0		1.2	JIS K 0102 17
	4	浮遊物質量 mg/l	1	40				2	環境告示59付表9
	5	鉱油類含有量 mg/l	<1	2					環境告示59付表4
	6	動植物油脂類含有量 mg/l	<1	3					環境告示59付表4
	7	フェノール類含有量 mg/l	<0.005	0.5					JIS K 0102 28.1
	8	銅含有量 mg/l	<0.001	1					JIS K 0102 52.4
	9	亜鉛含有量 mg/l	<0.001	1					JIS K 0102 53.4
	10	溶解性鉄含有量 mg/l	0.12	5	※24.5	0.23			H15厚生省告示第261号別表6
	11	溶解性マンガン含有量 mg/l	0.352	5					JIS K 0102 56.5
	12	クロム含有量 mg/l	＜ 0.005	0.5					JIS K 0102 65.1.5
	13	大腸菌群数 個/cm3	11	3000					JIS K 0102 72.3
	14	窒素含有量 mg/l	7.9	120					JIS K 0102 45.2
	15	燐含有量 mg/l	0.07	16					JIS K 0102 46.3.1
		塩化物イオン mg/l			7.9	16.6			衛生試験方法
		アンモニア態窒素 mg/l	0.18						総理府・厚生省令第1号
		クロロエチレン mg/l			<0.0002	<0.0002	0.002		環境庁告示第10号付表1
		電気伝導率 μS/cm			269	215			JIS K 0552

※地下水の状態を監視するための水質監視井戸である観測井水１は、溶解性鉄の値が高い値を示していますが、最終処分場からの影響によるものではなく、地質からの自然由来によるものと考えています。

※放流水の排水基準は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集：廃棄物処理施設の構造に関する基準 表－５」等により記載。

※観測井の環境基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第１、第２」により記載。